

運転免許証を自主返納された高齢者に対して 自主返納支援事業を実施します！！

■対象者

次のすべての要件に該当する方

- ・自主返納時及び申請時において満65歳以上であり、自主返納時から引き続き昭島市民である方
 - ・すべての運転免許証を自主返納した方
 - ・申請時に運転免許証を自主返納した日から起算して6か月以内であること
- ※すべての運転免許証とは普通免許証と普通自動二輪免許証のどちらの免許証も返納した場合など。
※運転免許証の有効期限切れで失効している方は対象外となります。

■支援内容

- ・昭島市コミュニティバス（Aバス）専用回数乗車券（11枚つづり）2冊
- ※交付は1人1回限りとし、再交付は行いません。
※払い戻し、転売、譲渡はできません。

■申請に必要なもの

- ・運転免許の取消通知書、運転経歴証明書、運転経歴証明書交付済みシール貼付のマイナンバーカードケースとマイナンバーカードのうち、いずれかの写し
 - ・市内に住所を有していることが証明できるものの写し
 - ・印鑑（申請書に押印欄があるので窓口申請される場合は必要となります。）
- ※代理申請の方は、委任状が必要となります。

【郵送】での申請手順

【窓口】での申請手順

自主返納手続き

都内の警察署、または各運転免許試験場、運転免許更新センターで手続きをしてください。
※必ず運転免許取消通知書を受け取ってください。
※令和2年8月19日現在、「運転免許更新センター」は新型コロナウイルス感染症対策として運転免許の取消申請及び運転経歴証明書の申請手続きを中止しています。

【郵送】昭島市ホームページから申請書をダウンロードしていただき、必要書類と記入した申請書を同封し、下記の申請先に郵送してください。
支援の決定後、Aバス専用回数乗車券を郵送にて交付いたします。
【必要書類】
上記の「申請に必要なもの」を参照

【窓口】市役所5階都市整備部交通対策課窓口で申請の手続きをし、支援の決定後、Aバス専用回数乗車券を郵送にて交付いたします。
【必要書類】
上記の「申請に必要なもの」を参照

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送申請にご協力をお願いします。

お問い合わせ先 昭島市 都市整備部 交通対策課 042-544-5111 (内線2509)
申請先 〒196-8511昭島市田中町1-17-1都市整備部交通対策課